契　約　書（案）

発注者　支出負担行為担当官　大分労働局総務部長　竹下　洋介（以下「甲」という。）と受注者　○○○○（以下「乙」という。）は、「高速カラープリンター及び周辺機器等一式の交換購入」（以下「業務」という。）に関し、下記条項により契約を締結する。

記

（信義誠実の原則）

第１条　甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第２条　乙は、別添『仕様書』に基づき、業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第３条　契約金額は、金○○○○円とする。（内消費税及び地方消費税額○○○○円とする。）

２　前項の消費税及び地方消費税額は、消費税法第 28 条１項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

３　契約締結時において、予測し得なかった市場価格の著しい変動があったときは、協議の上、契約金額を変更することができる。その際は、根拠資料を甲に提出すること。

（契約期間及び契約内容）

第４条　本契約の有効期間は、契約締結日から令和９年３月19日までとする。

２　当該調達品目等はすべて「仕様書」のとおりとし、納入期限、納入場所及び検査場所は、次の各号のとおりとする。

一　納入期限　　『仕様書』のとおり。

二　納入場所　　『仕様書』のとおり。

三　検査場所　　『仕様書』のとおり。

（契約保証金）

第５条　この契約の保証金は、免除する。

（監督）

第６条　甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

（検査）

第７条　乙は、業務が終了したときは、甲の指定する検査職員に通知し、立会いの上、検査を受けなければならない。

２　乙は、検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

３　乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。

（代金の支払）

第８条　乙は、検査終了後、第３条の契約単価に発注数量を乗じた合計金額に、消費税額及び地方消費税額（小数点以下切捨て）を加算した金額を官署支出官大分労働局長に請求するものとする。

２　官署支出官大分労働局長は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から 30 日以内に支払わなければならない。

（遅滞料）

第９条　甲は、乙が第４条第２項の期限内に業務を完了しないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年 3.0 パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

（遅延利息）

第 10 条　甲は、自己の責に帰すべき事由により、第８条第２項の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該支払金額に対し昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

（損害賠償）

第 11 条　乙は、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、甲が実際に被った損害に限り、契約金額を上限として、その損害を賠償するものとする。

２　乙は、この契約の履行に着手後、第 15 条第１項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から 10 日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

３　甲は、前項の請求を受けたときは、適当と認めた金額を賠償するものとする。

（違約金に関する遅延利息）

第 12 条　乙が第 25 条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（危険負担）

第 13 条　天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

（納品物が契約の内容に適合しない場合の措置）

第 14 条　甲は、第７条に規定する納品検査に合格した納品物を受領した後において、 当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から１年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第２号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第１号の履行を催告することを要しないものとする。

（１） 甲の選択に従い 、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと。

（２） 直ちに代金の減額を行うこと。

２　甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

３　乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第１項の通知期間を経過した後においてもなお前２項を適用するものとする。

（契約の解除等）

第15条　甲は、いつでも自己の都合によって、本契約を解除することができる。

２　乙が本契約条項に違反したとき、又は完全に契約を履行する見込みがないと認められるときは、甲は何時でも本契約を解除することができる。この場合、違約金として甲は、契約金額の100分の10に相当する金額を乙に納付させるものとする。

３　乙が前項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

４　第２項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

（費用負担）

第 16 条　この契約書に別に定めるものを除き、乙がこの契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

（再委託）

第17条　乙は、業務の全部を第三者に委託することはできない。

２　乙は、業務の一部を再委託する場合には、所定の様式により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

　なお、この場合に乙は、再委託者の行為についてすべての責任を負うものとし、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書の規定を準用して再委託者と約定しなければならない。

３　乙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。）を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めたときはこれに応じなければならない。

４　乙は、再委託先を変更する場合は、所定の様式により甲に再委託に係る変更承認申請書を提出し、そ

の承認を受けなければならない。

5　この契約にいう「第三者」「再委託先」とは、特に定めの無い限り乙と法人格を異にする者をいい、子会社等資本関係のある者であっても「第三者」「再委託先」に該当するものとする。

（履行体制）

第 18 条　乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、前条の手続の際、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を所定の様式により甲に提出しなければならない。

2　乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに前条第 4 項の手続により甲に承認を求めなければならない。ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りでない。

（1）　受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更

（2）　事業参加者の住所のみの変更

（3）　契約金額のみの変更

3　前２項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため、乙に対して説明を求めるものとし、乙は速やかにこれに応じなければならない。

（納期の延期）

第 19 条　乙は、第３項に規定する事由以外の事由によって納入場所及び納入期限に現品の納入ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、特にやむを得ない事情と認められるものに限り、遅滞料を徴収して延期を許すことができる。

3　乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。

4　前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めたときは、第９条の規定にかかわらず、遅滞料を免除することができる。

（権利義務の譲渡等）

第 20 条　乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第１条の２に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第２条第３項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第２条第２項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2　乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

（秘密の保持）

第 21 条　乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

（個人情報保護）

第 22 条　乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第２条第１項にいう個人情報、以下同じ。）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

２　乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。

３　乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

４　乙は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行うものとする。また、甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について、質問し資料の提出を求め、又はその職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。

５　乙は、業務を完了したときは、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。

６　乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡し、その詳細を書面にして報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る解除）

第 23 条　甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の４第７項若しくは同法第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（２）　乙又は乙の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

（３）　乙が競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書及び自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。なお、甲が契約に際し当該書類を求めていない場合は除く。

（４）　乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

２　乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第７条の４第７項又は同法第７条の７第３項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

３　乙は、第１項第３号又は第４号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第 24 条　乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の指示に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 10％に相当する額を甲が指定する

期日までに支払わなければならない。

（１）　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条又は同法第８条の２の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

（２）　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（３）　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の４第７項又は第同条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（４）　乙又は乙の代理人が刑法第９６条の６若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項の規定による刑が確定したとき。

（５）　前条第１項第３号、第４号のいずれかに該当したとき。

２　乙は、前項第４号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する請負（契約）金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、請負（契約）金額の 100 分の５に相当する額を違約金として　甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項及び第６項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

（２）　当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

（３）　乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

３　乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

４　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（属性要件に基づく契約解除）

第 25 条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（５）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第 26 条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）　暴力的な要求行為
（２）　法的な責任を超えた不当な要求行為
（３）　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
（４）　偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
（５）　その他前各号に準ずる行為

（表明確約）
第 27 条　乙は、前２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。
２　乙は、前２条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）
第 28 条　乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
２　甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）
第 29 条　甲は、第 25 条、第 26 条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
２　乙は、甲が第 25 条、第 26 条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）
第 30 条　乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）
第 31 条　乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

（厚生労働省所管法令違反に係る契約解除）
第 32 条　甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書

面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）　乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

（２）　乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

（３）　乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第１号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

２　本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

（厚生労働省所管法令違反に係る違約金）

第 33 条　前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

２　乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

３　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（紛争又は疑義の解決方法）

第 34 条　この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

２　本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については大分地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（存続条項）

第 35 条　本契約の効力が消滅した場合であっても、第９条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 15 条第２項、第 21 条、第 24 条、第 27 条、第 29 条、第 33 条、第 34 条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　大分県大分市東春日町 17 番 20 号
大分第２ソフィアプラザビル３階
支出負担行為担当官
大分労働局総務部長　　竹下　洋介　印

乙　　○○○○○○○
○○○○○　　○○　○○　印

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
大分労働局総務部長　殿

所在地
商号又は名称
代表者又は代理人の氏名　　㊞

再委託に係る承認申請書

契約書第17号第２項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．委託する相手方の商号又は名称及び住所

２．委託する相手方の業務の範囲

３．委託を行う合理的理由

４．委託する相手方が、委託される業務を履行する能力

５．契約金額

６．その他必要と認められる事項

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
大分労働局総務部長　殿

所在地
商号又は名称
代表者又は代理人の氏名　　㊞

再委託に係る変更承認申請書

契約書第 17 号第４項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所

２．変更後の事業者の業務の範囲

３．変更する理由

４．変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力

５．契約金額

６．その他必要と認められる事項

履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

・各事業参加者の事業名及び住所
・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと）
・各事業参加者の行う業務の範囲
・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	大分県〇〇市		
B			

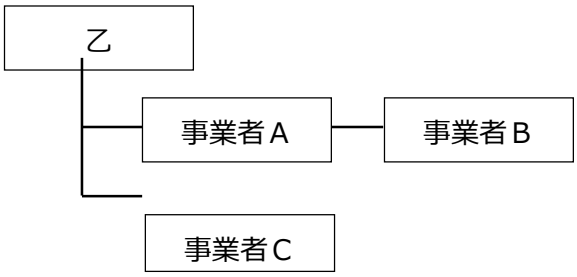

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
大分労働局総務部長　殿

所在地
商号又は名称
代表者又は代理人の氏名　　㊞

履行体制図変更届出書

契約書第 18 号第２項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１　契約件名（契約締結時の日付を記載のこと）

２　変更の内容

３　変更後の体制図